

主 文

原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

被告は、原告に対し、95万7100円及びこれに対する平成15年10月23日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

1 本件は、被告の設置する東京理科大学工学部の入学試験に合格し、入学金、授業料等を納めた原告が、その後同大学への入学を辞退して在学契約を解除したとして、被告に対し、入学金、授業料等の返還を求めた事案である。

2 前提事実（争いのない事実以外については認定に供した証拠を併記）

(1) 原告は、被告の設置する東京理科大学（以下「被告大学」という。）の平成15年度の「学生募集要項 2003」（以下「本件募集要項」という。乙1）に基づく学生募集に応じ、入学願書（乙2）を提出し、被告大学工学部第一部機械工学科の同年度入学試験を受け、これに合格した。

(2) 原告は、本件募集要項に従い、被告大学に対し、平成15年2月25日に入学金28万円を振込送金して納付し、同年3月17日には前期授業料40万7500円、施設設備費23万円、前期実験実習費3万8000円、学生傷害共済補償費1600円、以上合計67万7100円（以下「授業料等」という。）を振込送金して納付した。これを受けて、被告大学から原告に対し、入学許可書及び入学関係書類が送付された（乙1）。

(3) 本件募集要項によると、入学学費等を納付した者で入学を辞退する者は、平成15年3月25日（必着）までに本件募集要項に添付の「入学学費等返還申請書」に必要事項を記入、捺印のうえ提出しなければならないが、その場合には、授業料等を返還すると定められていた（以下「本件授業料等返還約款」という。乙1）。また、本件授業料等返還約款からすると、入学金については、上記のような手続によっても返還を求めることができないものとされていたことが明らかであった。

(4) 被告大学は、平成15年4月1日から始まる新学期にそなえて、原告

の学生証を作成し、クラス編成等もしていたが、同月に入っても、原告からの入学関係書類の提出がなく、学生証の受領もなかったため、原告に対し、同月16日付け書面を送付し、入学に必要な手続を至急とることを指示するとともに、入学の意思がない場合には、同書面に添付の入学辞退届に必要な事項を記入のうえ同月22日までに返送するよう依頼した。

原告は、保証人である父親Aと連名により、東京都立大学工学部に入学したため被告大学への入学を辞退する旨の同月20日付け書面を提出した。なお、同書面には、被告大学には同年3月27日に入学辞退の意思を連絡済みである旨が記載されていた(甲3)。

3 当事者の主張

(1) 原告

ア 原告は、15年3月27日に被告大学に電話をかけ、入学辞退の意思表示をした。

イ 在学契約は、大学が学生に広く知識を授けるとともに、知的、道徳的及び応用的能力を展開させるための教育を提供し、他方、学生がその対価を支払うという法律関係を内容とするものであって、有償の準委任契約であると解するのが相当であり、入学金及び授業料等は、委任のための費用ないし報酬の前払である。そして、学生である原告は、民法651条により自由に在学契約を解除をすることができ、その場合には、被告に対し、教育役務の未履行部分に応じて、納入した入学金及び授業料等の返還を求めるところ、原告は、上記のとおり、平成15年3月27日に入学辞退の意思表示をしたから、教育役務は全部が未履行であり、被告に対し、入学金及び授業料等の全額の返還を求めることができる。

ウ 本件授業料等返還約款は、入学金を返還しないこと及び平成15年3月26日以後に入学辞退の意思表示をした場合には授業料等を返還しないことを意味する限りにおいて、暴利行為に当たり民法90条に違反するとともに、消費者契約法10条、9条1号にも違反するから、無効である。

(2) 被告

ア 原告のアの主張は否認する。

イ 在学契約は、人的・物的教育施設の利用関係、教育遂行関係、学生たる地位の取得関係等複合的な要素を有しているばかりでなく、教育法の原理及び理念による規律を受けることが予定されている点で、取引法の原理になじまない側面を有しているから、準委任契約であると解することはできない。

在学契約を解除するためには合理的な理由が必要であり、これがない限り解除は認められない。ただし、学生から入学辞退又は退学の意思表示がなされたときには、その意思は尊重されるべきであるが、それは、学生が在学契約によ

り取得した地位や人的・物的施設を利用する権利等を放棄するにすぎないとみるべきである。

したがって、学生が入学辞退又は退学的意思表示をしたからといって在学契約を解除したとはいえないから、入学金及び授業料等の返還を求めることができないのであるが、例外的に、本件授業料等返還約款は、在学契約関係をめぐる諸制約の中で入学辞退者の利益を最大限守るという観点から、平成15年3月25日までに入学辞退的意思表示をした者に限って授業料等を返還することを定めたものであり、これによるものでない限り、授業料等の返還を求めることはできない。

また、在学契約中の入学金に関する部分については、入学金は入学手続上の諸費用及び大学に入学し得る地位を取得する対価として納められるものであり、原告が入学金を納入したことにより、被告大学は原告の入学手続を進め、かつ、原告は被告大学に入学し得る地位を取得したのであるから、入学金納入に関する法律関係は既に終了しており、この点からも、入学金の返還は認められない。

ウ 在学契約について、原告と被告大学との間に情報、交渉力において大きな格差があるとは考えられず、被告が消費者契約法のいう「事業者」に当たらないうえ、同法は、事業者が自らの利益のために消費者を利用しようとするいわゆる悪徳商法を想定したものであり、その趣旨は在学契約には妥当しないのみならず、在学契約は、人的・継続的關係であり、組織的で集団的な処理が要請され、文部科学省の行政指導もされており、労働契約と同様の側面があることからして、消費者契約法は適用されない。

仮に同法9条1号が適用されるとしても、平均的損害は、次のように算定されるべきである。すなわち、被告大学は、平成15年3月25日をもって入学する学生を確定し、その後の準備を経て、同年4月1日に学生としての資格を付与し、これに基づいて教育的施設を利用させ、教職員による教育的役務を提供すべき義務を負うところ、大学における教育は、集団的かつ統一的に行われる特質があり、そのために必要な人的・物的教育施設もまた一体的に用意しなければならない。そして、これらの教育を円滑に実施するためには、予算を組んだうえで、学生からの授業料等の諸収入について予測を立て、これらを引き当てとして必要な人的・物的教育施設を予め用意し整えておくとともに、健全な収支を維持する必要がある。ところで、学生のうち一部の者が、学期直前(少なくとも同年3月26日以降)に入学を辞退し、又は学期途中で退学したとしても、被告大学において、少なくとも当該学期中は、予め準備し整えていた人的・物的施設を縮小したり、予算上の支出計画を変更したりすることは困難であり、被告大学が支出すべき費用も減少するものではないから、上記のような学生に対し未履修期間に応じて授業料等を返還すると、被告大学は、返還金と

支出を免れなかった費用との差額に相当する損害を被ることになる。そして、被告大学においては編入学がなされていないので、入学予定者の入学辞退又は学生の退学によって生じた定員の欠員を編入学によって補充し、これらの者による授業料等の収入の減少を補填することも困難である。そうだとすれば、少なくとも新学期前の入学辞退者については、新学期開始日から新学期会計年度末日までの期間に対応する授業料等の金額が、学期途中の退学者については、退学日の翌日から当該会計年度の末日までの期間に対応する授業料等の金額が平均的な損害といえる。したがって、本件においては、原告が実質的には退学の意味を表示した平成15年4月20日の翌日から学期末までの期間に対応する授業料等の金額が平均的な損害というべきところ、原告から納付された授業料等のうちこれを超えるものはないから、原告に返還する授業料等はない。

また、本件授業料等返還約款は、消費者の利益を一方的に害するものとはいえないから、同法10条に反するものとはいえない。本件授業料等返還約款が公序良俗に反するものでないことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 まず、原告が平成15年3月27日に入学辞退の意思表示をしたか否かについてみると、原告の主張によっても、原告は同日に電話でその旨を伝えたというにすぎないものであるところ、本件授業料等返還約款によると、同年3月25日(必着)までに本件募集要項に添付された「入学学費等返還申請書」に必要事項を記入、捺印のうえ提出しなければならないとされており、入学辞退の意思表示が入学希望者及び被告大学にとって極めて重要なものであって、明確でなければならないことからすると、入学辞退の意思表示をするについて上記のような一定の書面によることを求めることは合理的であるから、この点に関する本件授業料等返還約款は有効であるというべきである。

したがって、原告が平成15年3月27日に被告大学に対し電話で入学辞退の意思表示をしたとしても、これをもって原告の入学辞退の意思表示とみることはできない。

2 そうすると、前記のとおり、原告は、被告大学に対し、平成15年4月20日付け書面をもって入学辞退の意思表示をしたものであり、これを前提に検討を進める。

在学契約は、基本的には、学生が入学金、授業料等を納め、大学が教育施設を提供し講義等の教育を施すことを内容とするものであるが、大学は学生に対する教育的指導や懲戒の権限をも有しており、その他教育法の原理が適用される関係であることなどからすると、これを準委任契約又はこれに類似する無名契約とみるのは困難であり、特殊な無名契約であって、有償双務契約性を有するものと解するのが相当である。そして、学生は、任意の意思に基づき教育を

受けるべきものであるから、自由に在学契約を解除することができるものと解されるが、学生が在学契約を自由に解除できるからといって、その効果として当然に授業料等の返還を求められるものではない。

これに関して、本件授業料等返還約款が定められているところ、これによると、平成15年3月25日(必着)までに「入学学費等返還申請書」を提出した場合に限って授業料等が返還されると明記されているから、逆に同日を過ぎると授業料等の返還を求めることができず、入学金については、いかなる場合にも返還を求められないこととなる。

3 そこで、本件授業料等返還約款の効力について検討すると、まず入学金は、入学手続上の費用に充てられるほか、被告大学に入学し得る地位を取得する対価として納められるものと認められ、学生が入学金を納めると、被告大学によって入学手続が進められ、学生は被告大学に入学し得る地位を取得するのであり、入学金の納付と同時にその目的が達せられるものであるから、学生が、その後在学契約を解除しても、入学金の返還を求めることができないものと解するのが相当である。したがって、本件授業料等返還約款は、入学金について明示的に定めるものではないが、その返還を請求することができないことを前提としたものであると解され、有効であるというべきである。

原告は、本件授業料等返還約款に基づき入学金を返還しないことは暴利行為に当たるから、公序良俗に反し無効である旨主張するけれども、上記のような入学金の性質に照らすと、入学を辞退したからといって入学金の返還を求めることができないことは当然であり、これをもって暴利行為ということはできないから、原告の主張は採用することができない。

また、原告は、本件授業料等返還約款に基づき入学金を返還しないことは消費者契約法10条に反して無効である旨主張するが、仮に在学契約について消費者契約法が適用されるとしても、既に述べたところからすると、入学金を返還しないことが「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」であるとはいえないから、原告の主張は採用することができない。

さらに、原告は、本件授業料等返還約款に基づき入学金を返還しないことは消費者契約法9条1号により無効である旨主張するけれども、仮に在学契約について消費者契約法が適用されるとしても、既に述べたところからすると、入学金を返還しないことは損害賠償額の予定の問題であるとはいえないから、消費者契約法9条1号違反を論ずる余地がなく、原告の主張は採用することができない。

4 次いで、授業料等についてみると、被告大学は、基本的には、一定の定員の学生が入学することを予定して、学生に提供する教育施設及び講義等の教育内容を定めて準備し、それらに要する経費等を基礎として授業料等を算出し、各学生からこれを納付してもらい、国からの補助金等を加えて被告大学の財政を維持しているところ、被告大学が提供する教育施設及び講義等の教育内容は、原則として1年間を通じて定められ、準備されるものであるから、学生側が入学後に在学契約を解除したからといって被告大学が上記のような経費等の負担を免れるわけではなく、また、被告大学は、学生の編入学によって授業料等の追加収入を得ることもできないことなどに照らすと、本件授業料等返還約款は、少なくとも学生が入学時期である4月1日を過ぎて在学契約の解除をした場合には授業料等を返還しないという限度においては有効というべきである。

原告は、本件授業料等返還約款に基づき授業料等を返還しないのは暴利行為であって公序良俗に反し無効である旨主張するが、上記のとおり、被告大学は学生が在学契約を解除したからといって上記のような経費等の負担を免れるわけではないことなどに照らすと、被告大学が授業料等を返還しないことが暴利行為であるとはいえず、本件授業料等返還約款が公序良俗に反して無効であるとはいえないから、原告の主張は採用することができない。

また、原告は、本件授業料等返還約款に基づき授業料等を返還しないことは消費者契約法10条に反して無効である旨主張するが、仮に在学契約について消費者契約法が適用されるとしても、既に述べたところからすると、授業料等を返還しないことが「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」であるとはいえないから、原告の主張は採用することができない。

さらに、原告は、本件授業料等返還約款に基づき授業料等を返還しないことは消費者契約法9条1号により無効である旨主張する。仮に在学契約について同規定の適用があるとしても、在学契約の解除によって授業料等のうち解除後の期間に対応する部分を返還するとした場合、その解除の後においても被告大学は前記のような経費の負担を免れず、被告大学が代替的収入を得る方途も見出し難いことからすると、上記返還額が解除によって被告大学に生ずる平均的損害であるというほかないから、本件授業料等返還約款により返還されない授業料等のうち上記平均的損害を超えるものはないものというべきである。したがって、本件授業料等返還約款が消費者契約法9条1号により無効であるとはいえず、原告の主張は採用することができない。

5 よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文

のとおり判決する。
(裁判官 坂井満)